

(6) 八女市立八幡小学校「学校いじめ防止基本方針」

I いじめの定義と理解

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法】

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。
- 「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。いじめられた児童生徒の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否かを見極める必要がある。
 - 心理的な影響： 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等
 - 物理的な影響： 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等
- いじめの対応にあたっては、いじめられたとする児童生徒の立場に立ち、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童生徒を全面的に支援する。

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。さらに、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

また、児童生徒の中には、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、学校は、個々の児童生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応していくことが必要である。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

2 いじめ防止に関する基本的な考え

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるものである。

本校では、人権・同和教育を基盤に据えた教育活動を展開している。特に、自分（自分たち）で正しく考え、判断し、よりよく行動できる子どもをめざしている。その中核となるのが仲間づくりであり、仲間づくりを充実させることで自己有用感を高め、子どもの望ましい成長を願っている。そこで、本校では、子ども自身が「いじめを見逃さない」「許さない」という高い意識をもち、自分たちで問題を発見し、解決していくことができる子どもをめざす。また、「いじめは、どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」「子どもをいじめの加害者にも被害者にもしてはならない」という共通理解の基、全ての子どもの尊厳が守られ、安心して学習及びその他の教育活動に取り組めることができるよう、保護者、関係者と連携を図りながら学校全体で「いじめの防止」（未然防止のための取組）「早期発見」（いじめの兆候を見逃さない、見過ごさないための手立て）「いじめに対する措置」（発見したいじめに対する対処）の一連の内容として取り組んでいく。

3 いじめ防止のための基本的立場

(1) いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて校内研修や職員会議等で周知を図り、全職員の共通理解を図る。また、子どもに対しても全校朝会や学級活動に於いて、校長や職員が「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気醸成する。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動など推進により、子どもの社会性を育むとともに、総合的な学習の時間の指導や社会・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見に相違があっても、互いに認めながら建設的に調整し、解決していける力や自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など子どもが円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ問題の背景には、勉強や人間関係のストレスがかかっていることを踏まえ、学習について行けない焦りや劣等感が過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを行う。また、学級やスポーツ等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進める。また、ストレスを感じた場合でもそれを他人にぶつけるのではなく、運動や趣味等で発散したり、誰かに相談するなどストレスに適切に対処していく力も育てていく。

教職員の不適切な認識や言動が、子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることのないよう指導には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている子どもや周りで見えたり、はやし立てたりしている子どもを容認するものにほかならず、いじめられている子どもを孤立化させ、いじめを深刻化することになる。また、障害について、適切に理解した上で、子どもの指導にあたる。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、すべての子どもが、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、子どもが活躍でき他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての子どもに提供し、子どもの自己有用感が高められるよう努める。その際、家庭や地域との連携を図り、幅広い大人から認められているという思いが得られるような工夫をする。

(5) 子どもが自らいじめについて学び、取り組む

子どもがいじめ問題について学び、そうした問題を子ども自身が主体的に考え、子ども自身が

いじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。(学級活動、児童会活動等) その際、教職員主導で子どもが「やらされている」だけの活動に陥らないようにする。子どもが意義を理解し、主体的に参加できるように配慮し、教職員は陰で支える役割に徹する。

4 具体的な取り組み

視点1 いじめの防止のための取組

(1) 分かる、できる授業づくり

- ① 全ての子どもが授業に参加できる、活躍できる授業
- ② 生徒指導の機能を生かした授業
- ③ 自己肯定感、有用感を高める評価

※ 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が子どもを傷つけたり他の子どもによるいじめの助長につながることを認識し、配慮する。

(2) 学習規律の徹底(日々の授業の中で)

- ① チャイムが鳴ったら着席する習慣づけ
- ② 授業中の正しい姿勢、発表の仕方、聞き方、ノートの取り方等の指導

※ 教師が授業に遅れない、時間がきたら授業を終了できるようにする。

(3) 友人関係、集団づくり、社会性の育成(子どもが自ら気づく・学ぶ機会の提供)

- ① 積極的な生徒指導の推進(学級目標、自己目標等)
- ② 学級活動、児童会活動の充実
- ③ 社会体験や交流体験の促進

○小・中、小・小連携の充実、総合的な学習の時間、社会見学等

(4) いじめに関する指導

- ① 定期的に学級活動、全校朝会等を通じて、発達段階ごとに「いじめは許さない」「見逃さない」等の意味や意義の指導
- ② いじめにつながるような言葉遣いや接し方(身体的な特徴、からかいなど)

(5) インターネット、携帯電話等を通じたいじめ

- ① 匿名の手紙、インターネット、ライン等によるいじめを防止し、効果的に対応できるように、情報モラルやトラブル等の指導や外部講師を招聘した研修会を実施し、啓発を行う。
- ② 事案が発生した場合は、直ちに関係諸機関と連絡を取り速やかに対応する。
- ③ 家庭で、小学生として「携帯電話の要・不要、使用の決まり等」十分な話し合いができるように情報の提供をする。

視点2 早期発見・いじめ事案への対処のあり方

(1) 日常的な取組

- ① 「子どものささいなことに気づく 気づいた情報を必ず共有 速やかな対応」
ア 気になる子どもの様子を5W1Hで記録し、情報を共有できるようにする。
ア 子どもの言動、日記、保健室での様子、家庭、地域での様子等意識的に情報を収集し、全職員で共有する。
- ② 相談ポストの意味を子どもに周知し、その活用を図る。
ア 相談ポストは、担当者が放課後点検する。
- ③ 暴力的な行為や暴力を伴ういじめを目撃した場合には、速やかに止め、何が起きたか、どのように対応したかを担当者に報告し、委員会で対応する。
- ④ いじめの疑いがあるような行為が発見された場合は、いじめ防止対策委員会がいじめとして対応するか否かを判断する。

(2) 定期的な取組

- ① ひまわりアンケート(月1回第4週)とチェックリストの活用
- ② いじめ問題に特化したアンケートの実施(年3回、6月・11月・2月)
- ② 子ども全員への教育相談の実施(年3回、6月・11月・2月)

視点3 教育相談体制・生徒指導体制の構築

(1) いじめ相談体制

① 子どもや保護者がいじめに係る相談ができる体制の整備

- ・いじめ相談窓口の設置
- ・相談ポストの活用
- ・スクールカウンセラーの活用

② 関係機関との連携

- ・関係機関との日常的な情報交換

(2) いじめ防止対策委員会の設置

① 構成委員

校長、教頭、主幹教諭、特別支援コーディネーター、人権・同和教育担当、生徒指導主任、児童支援、養護教諭、スクールカウンセラー

※必要に応じて緊急的に、教育委員会、PTA役員、警察等関係諸機関で構成する。

② 活動内容

ア 未然防止の取組、早期発見の取組の実施、進捗状況の確認、検証

- 各取組が年間計画に沿って実施されるよう、準備段階から進捗状況を確認し、必要に応じて指導助言をする。
- 計画に従いP-D-C-Aに沿って評価改善する。

イ 教職員の共通理解と意識啓発

- 学校基本方針の内容を全ての教職員に対して説明する。(年度当初)

ウ 子どもや保護者・地域に対する情報発信と啓発、意見聴取

- 学校基本方針の内容を子どもや保護者・地域に対して説明する。(HPでも公表)
- 取組の進捗状況や得られた結果、「取組評価アンケート」の結果やそれをふまえた学校の取組等を発信する。
- 必要に応じて、意識の啓発や意見聴取の取組を企画する。

エ いじめ相談窓口の相談の受け入れ及び集約

- 面談が予定通り進んでいるのか進捗状況の把握、相談事例の集約をする。

オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約

- 教職員が気づいた子どもの変化に関する情報等を集約・整理する。

カ 発見されたいじめ事案への対応

- 委員会を開催し、その事案に対する事実確認を行い、今後の対応を決めて実行する。

視点4 保護者・地域への情報発信と連携体制

(1) 学校基本方針の周知

① 学校基本方針を子どもや保護者に対して周知する。

(PTA総会、学級懇談会、学校だより、HP等)

② 学校運営協議会や校区青少年健全育成会、まちづくり協議会にも周知する。

(2) 地域との連携

① 子どもの健全育成の視点で、地域との連携を図る。

② 学校運営協議会を中心に、地域からの情報収集を図る。

視点5 校内研修の充実

(1) いじめに関する研修の計画・実施

① いじめに関する研修や取組状況の評価を基に研修を実施する。

② 関係機関から講師を招聘した研修を実施し、職員の資質の向上を図る。

(2) 校外研修への積極的な参加

① いじめに関する校外での研修にも積極的に参加する。

② 研修で得た知識や姿勢を共有し学校化につなげる。

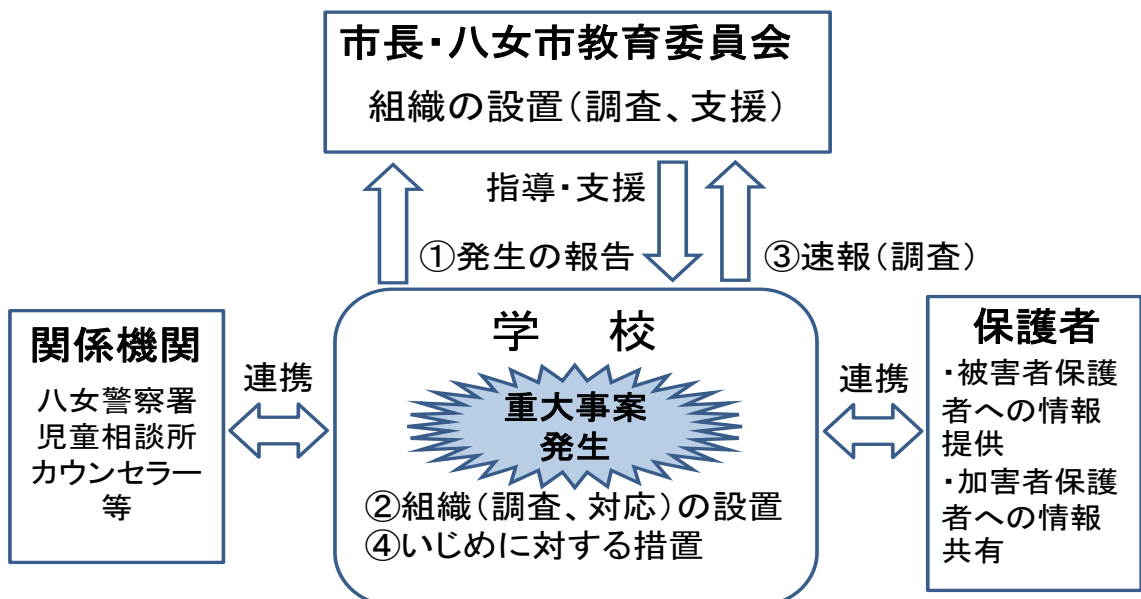
5 いじめに対する措置

- (1) いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実関係を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、速やかにいじめを止めさせる。
- (3) 再発防止のため、いじめを受けた子どもと保護者に対する支援と、いじめを行った子どもへの指導、及びその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた子どもが安心して学校生活を送る措置が必要だと認められる場合は、保護者と連携を取りながら、別室等において一定期間学習等を行う措置を講ずる。
- (5) いじめ防止対策委員会で情報を集約し、全職員で情報を共有する。
- (6) 経過と取組について八女市教育委員会へ報告し、指導を仰ぐ。

6 重大事態への対応

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや事案、相当の時間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は関係諸機関との連携を密に取りながら対処する。

- (1) 重大事態が発生したことを速やかに八女市教育委員会へ報告するとともに、関係諸機関へ相談する。(八女警察署、八女市家庭児童相談室、児童相談所、カウンセラー等)
- (2) 八女市教育委員会と協議上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - 学校が調査主体となる場合は、重大事態調査委員会(校内いじめ問題対策委員会、SC SV等の心理や福祉の専門家、市教委指導主事等)とし、市教育委員会が調査主体となる場合は八女市いじめ問題専門委員会を母体とした組織となる。いずれにおいても、中立性や公平性の確保、プライバシーへの配慮に留意する。
- (3) 八女市教育委員会の指示を受け、事実関係を調査する。
 - いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を調査する。
 - 学校(調査主体)に不都合なことがあっても、事実をしっかり向き合う。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた子ども・保護者に対して事実関係、その他必要な情報を適時・適切な方法で、経過報告する。また、いじめた子どもの保護者に対して必要な情報を適時・適切な方法で報告し、連携して対処する。
 - 関係者の個人情報に十分配慮する。しかし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることのないようにする。
 - 得られた情報(アンケート、聞き取り等)はいじめられた子どもや保護者に提供する場合があることを念頭に、調査に先立ちその旨を調査対象の子どもや保護者に説明する。
- (5) 重大事態に対する調査・報告等の体制



7 年間計画

	未然防止の取組	早期発見の取組	いじめ防止対策委員会
4	・基本方針の共通理解 ・保護者への説明 (学校通信、総会等)	・相談ポストの説明(朝会) ・アンケート 教育相談(全員)	・定例委員会 基本方針、相談ポスト説明 アンケート等の集約、検討 HP公表、携帯の使用方法
5	・意識の高揚(学活)	・チェックリスト、アンケート 教育相談(全員)	・定例委員会 研修会の企画(6月分) アンケートの集約、検討
6	・教師の言動に関する研修 ※人権・同和教育と連携 ・全校集会での話① (いじめ)	・アンケート(無記名) 教育相談(全員)	・定例委員会 アンケートの集約、検討 研修会の評価・反省
7		・アンケート、 ・保護者アンケート 教育相談(全員)	・定例委員会 取組の評価と研修会企画 アンケートの集約、検討
8	・いじめの評価と事例研修		・定例委員会
9	・全校集会での話②	・チェックリスト、アンケート 教育相談(全員)	・定例委員会 アンケートの集約、検討
10		・アンケート 教育相談(全員)	・定例委員会 アンケートの提案、集計
11		・アンケート(無記名) 教育相談(全員)	・定例委員会 アンケートの集約、検討
12		・アンケート 教育相談(全員)	・定例委員会 アンケートの集約、検討
1	・規範意識事業 (例:情報モラル)	・チェックリスト、アンケート ・保護者アンケート 教育相談(全員)	・定例委員会 アンケートの集約、検討 いじめの話内容検討(2月分)
2	・全校集会での話③	・アンケート(無記名) 教育相談(全員)	・定例委員会 アンケートの集約、検討
3		・アンケート 教育相談(全員)	・定例委員会 アンケートの集約、検討 本年度取組の評価と公表

※ 学級活動、総合的な学習、道徳に関する内容は、教科等の年間指導計画に記載。

※ 毎週火曜日の終礼後児童理解を行うことで未然防止や早期発見につなげる。